

和ト協発第121号
令和3年12月17日

会 員 殿

(公社)和歌山県トラック協会
会 長 阪本 享三

**Gマークステッカー購入費用助成事業の実施について
(助成金のご案内)**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会では、Gマーク取得を荷主企業や地域社会にPRするため、2021年度の安全性評価事業において、認定（新規、更新）を受けた会員事業所に対し、Gマークステッカー購入費用の一部助成を行うこととなりました。

別紙要綱のとおり実施いたしますのでご活用頂きますようご案内申し上げます。

記

1. 助成期間 令和4年1月4日～令和4年2月28日
2. 助成金額 Gマークステッカー（「認定ステッカー」「中判ステッカー」「3Mステッカー」）を購入した事業所
1事業所につき 2,500円
3. 助成対象者 (公社)和歌山県トラック協会会員事業者で2021年度に新規・更新申請を行い、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関のGマーク認定を受けた和歌山県内の事業所
4. 申込先 別紙申請書及び添付書類を当協会宛持参または送付して下さい。
〒640-8404 和歌山市湊1414番地
(公社)和歌山県トラック協会 交付金課
TEL (073) 422-6771

Gマークステッカー購入助成金交付要綱

令和3年4月1日 制 定
公益社団法人 和歌山県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 和歌山県トラック協会（以下「協会」という。）は、Gマークの普及、PRを図るため、Gマークステッカー（以下「ステッカー」という。）を購入した会員事業者に対して購入費用の一部を助成する。

(助成対象)

第2条 助成対象は、当該年度の安全性評価事業において認定（新規・更新）を受けた和歌山県内の事業所とする。但し、協会々員事業者で会費の滞納がない事業者とする。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度にステッカーを購入した場合、1事業所につき2,500円を助成する。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 会員事業者は、様式1「Gマークステッカー購入助成金交付申請書」により助成期間内に申請を行うものとする。

2. 前項の申請には、Gマーク認定証（写）、請求書（写）、領収証（写）の他 協会が定める書類を添付し、申請を行うものとする。

(助成金の交付)

第5条 協会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その申請に係る事業の内容が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、会員事業者に対して、助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

(附則) (令和3年3月4日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

年 月 日

Gマークステッカー購入助成金交付申請書

公益社団法人 和歌山県トラック協会会長 殿

事業所名
代表者名
電話番号
担当者

印

この度、Gマークステッカーを購入いたしましたので、購入費用の一部助成を受けるため、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円

※複数事業所分を一括申請される場合は合計金額を記入してください。

2. 振込先金融機関

金融機関名	支店名	種別	口座番号	ふりがな 口座名義
		普通・当座	No.	

3. 添付書類

- (1) Gマーク認定証 (写)
- (2) ステッカー費用支払に係る請求書 (写)
- (3) ステッカー費用支払に係る領収証 (写)

※購入した事業所名がわかる請求書・領収証を添付して下さい。